

# 香川県における併用レセプトを用いた福祉医療費 (県・地方単独事業)現物支給について

平成30年8月1日現在

## 目次

1. 福祉医療費助成事業(県・地方単独)現物支給について .....	1
2. 福祉医療公費法制番号について .....	2
3. 香川県補助対象事業(制度)について .....	3
4. 香川県単独医療費助成制度市町別一覧 .....	4
5. 受給資格者受診時について .....	7
6. 併用レセプト記載例(公費負担者番号等)について .....	8
7. 福祉医療費助成事業における高額療養費について .....	9

## 1. 福祉医療費（県・地方単独事業）現物支給について

香川県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）では、市町からの委託により平成20年8月診療分から併用レセプトとして請求受付を開始し、「乳幼児医療費」の現物支給の取扱いを行っていますが、市町からの要望を受け、「ひとり親家庭等医療費」及び「重度心身障害者等医療費」についても同様に、平成26年8月診療分から併用レセプトによる請求受付を行い、現物支給の取扱いを開始します。

### 1. 1 現物給付対象となる福祉医療費（県・地方単独事業）と時期

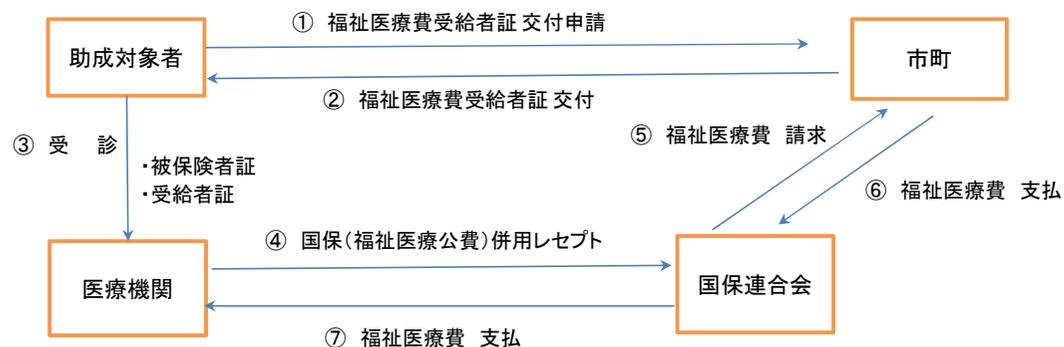
- |                  |                   |                  |
|------------------|-------------------|------------------|
| ① 乳幼児医療費（こども医療費） | （平成20年8月診療分より実施中） | ← 取扱いについて、一部変更あり |
| ② ひとり親家庭等医療費     | 平成26年8月診療分から      |                  |
| ③ 重度心身障害者等医療費    | 平成26年8月診療分から      |                  |

### 1. 2 現物給付対象とする採択

・ 医科、歯科、調剤、訪問看護（県内の医療機関）

※現物給付対象外とするもの：接骨（協定分）、療養費（一般診療、柔整、補装具、ハリ・灸、按摩・マッサージ、移送、生血）、海外療養費

### 1. 3 事務処理の流れ



### 1. 4 請求支払日程等について

- ・ 香川県国保連合会へ請求書（併用レセプト）を提出する期限：毎月10日締切
- ・ 香川県国保連合会からの振込日：診療報酬支払日
- ・ 請求・問合せ先：〒760-0066 香川県高松市福岡町2丁目3番2号「香川県国民健康保険団体連合会 審査管理課」TEL087-822-9341

## 2. 福祉医療公費法制番号について

福祉医療公費法制番号を以下に示す。

法制番号	名 称	受給者証記載情報		説 明
		課税/ 非課税 区分	患者一部負担	
80	乳幼児医療および子育て医療	-	無	乳幼児医療、子育て医療を同一法制番号で運用したい市町で使用。子育て医療は、患者一部負担が無い場合とする。
81	子育て医療（就学者）	-	無	乳幼児医療、子育て医療を法制番号で区別して運用したい市町で使用。子育て医療は、患者一部負担が無い場合とする。
82	子育て医療（就学者）	-	有 (上限値あり)	乳幼児医療、子育て医療を法制番号で区別して運用したい市町で使用。子育て医療は、患者一部負担が発生する場合とする。 (市町によって患者一部負担の上限額は異なります。)
83	ひとり親家庭等医療	-	無	ひとり親家庭等医療で患者一部負担が無いもの。
84	ひとり親家庭等医療	-	有 (上限値あり)	ひとり親家庭等医療で患者一部負担が発生するもの。 但し、市町によって、患者一部負担の上限額は異なります。
85	未使用			
86	重度心身障害者等医療	-	無	重度心身障害者医療で患者一部負担が無いもの。
87	重度心身障害者等医療	-	有 (上限値あり)	重度心身障害者医療で患者一部負担が発生するもの。 但し、市町によって、患者一部負担の上限額は異なります。
88	重度心身障害者等医療	○	有 (自己負担額の 1/2)	重度心身障害者医療で患者一部負担が発生するもの。患者一部負担の上限額の設定が無く自己負担額の1/2を負担するもの。

### ■福祉医療費（地方単独事業）公費の優先順

福祉医療費（地方単独事業）公費については、以下の優先順があり併用公費となることはない。

※乳幼児医療の市町単独事業受給者については、母子（ひとり親）医療費や障害者医療助成を受けているお子様は、それらの助成が優先される。

【優先順：高い】

乳幼児医療

重度心身障害者等医療

【優先順：低い】

ひとり親家庭等医療

子育て（こども）医療

例1：5歳で身障手帳1級該当者

⇒ 乳幼児医療受給者（県補助対象事業）となる

例2：10歳で身障手帳1級該当者

⇒ 重度心身障害者等医療受給者となる

### 3. 香川県補助対象事業（制度）について

区分	対象者	所得制限	自己負担		食事標準負担額	対象医療機関
			入院	入院外		
乳幼児医療	未就学児（満6歳になってから最初の3月末まで）	有り	無し	無し	対象外	県内
ひとり親家庭等医療	<p>以下に該当し、所得制限以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母と児童</li> <li>父子家庭の父と児童</li> <li>父母のない児童</li> <li>父母のない児童を扶養する配偶者のいない姉・兄・祖父・祖母など</li> </ul> <p>※児童の対象年齢は、原則として18歳に達した日の最初の3月31日まで。</p>	有り	<p>【住民税非課税世帯】（保険世帯） 無し</p> <p>【住民税課税世帯】（保険世帯） 上限 1,000円/1レセ</p>	<p>【住民税非課税世帯】（保険世帯） 無し</p> <p>【住民税課税世帯】（保険世帯） 上限 500円/1レセ</p> <p>※薬局は、無し。</p>	対象外	県内
重度心身障害者等医療	<p>以下に該当し、所得制限以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重度身障者（1～3級）</li> <li>療育手帳(A)・A・(B)に該当する者</li> <li>戦傷病手帳（特別項症～第4項症）かつ身障手帳4級以上</li> </ul> <p>※H20.8以降の新規対象者は、対象資格取得が65歳未満に限る。</p> <p>◇次に該当する方は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に規定する被保護者</li> <li>乳幼児医療費助成に関する条例に規定する対象乳幼児であって同条例に規定する対象者が保護する者</li> </ul>	有り	<p>身体障害者福祉法に基づく更生医療、児童福祉法に基づく育成医療が適用された場合は、受給者が現に支払った自己負担額相当分が支給対象となる。</p> <p>【自立支援医療】（更生医療、育成医療） 無し</p> <p>【住民税非課税世帯】（保険世帯） 無し</p> <p>【住民税課税世帯】（保険世帯） 上限 1,000円/1レセ ※H24.3以前は、2,000円</p>	<p>【自立支援医療】（更生医療、育成医療） 無し</p> <p>【住民税非課税世帯】（保険世帯） 無し</p> <p>【住民税課税世帯】（保険世帯） 上限 500円/1レセ ※H24.3以前は、1,000円</p> <p>※薬局は、無し</p>	対象外	県内

※所得制限 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に準ずる。

※医療保険の自己負担額助成財源 : 県 1/2 市町 1/2

#### 4. 香川県単独医療費助成制度市町別一覧

##### 1) 乳幼児医療および子ども医療費助成制度など

No.	市町名及び担当課等		対象年齢		給付方法		備 考（対象年齢の拡充について）	
			入院	外来	現物償還	償還のみ		
1	高松市	(こども家庭課) 087-839-2353	中学校卒業	小学校卒業	○		平成27年4月診療分から外来を小学校卒業まで拡大 「子ども医療費助成制度」	公費80・81で現物化
2	丸亀市	(子育て支援課) 0877-24-8808	中学校卒業	中学校卒業	○		平成26年4月から中学校卒業まで「こども医療費助成制度」	公費80で現物化
3	坂出市	(けんこう課) 0877-44-5006	中学校卒業	中学校卒業	○		平成26年8月診療分から外来も対象「子ども医療費助成制度」	公費80で現物化
4	善通寺市	(子ども課) 0877-63-6365	中学校卒業	中学校卒業	○		平成28年4月から中学校卒業まで「子育て支援医療費制度」	公費80で現物化
5	観音寺市	(健康増進課) 0875-23-3927	中学校卒業	中学校卒業	○		子ども医療費（児童生徒）助成制度	公費80で県内現物化
6	さぬき市	(子育て支援課) 0879-52-2517	中学校卒業	中学校卒業	○※		小学校～中学校までは、「子ども医療費助成」	就学前までは公費80で現物化 小中学生は平成29年8月1日か らさぬき市・東かがわ市内の 契約医療機関で現物化
7	東かがわ市	(保健課) 0879-26-1229	中学校卒業	中学校卒業	○※		小学校～中学校までは、「子ども医療費助成制度」（平成27年4月より） 入院及び接骨院等は、償還。自己負担無し。	平成29年8月1日からさぬき 市・東かがわ市内の契約医療 機関で現物化
8	三豊市	(健康課) 0875-73-3014	中学校卒業	中学校卒業	○		0歳～中学校卒業まで「子ども医療費助成事業」	公費80で現物化
9	土庄町	(福祉課) 0879-62-7002	中学校卒業	中学校卒業	○		小学校～中学校卒業まで「子ども医療費支給事業」	公費80で現物化
11	三木町	(まんでがん子ども課) 087-891-3322	中学校卒業	中学校卒業	○		「子育て支援医療費助成制度」	公費80で現物化
12	直島町	(住民福祉課) 087-892-2223	18歳まで	18歳まで	○		小学校～18歳まで「子ども医療費助成制度」	公費80・81で現物化
13	宇多津町	(健康増進課) 0877-49-8001	中学校卒業	中学校卒業	○		小学校～中学校卒業まで「子ども医療費助成制度」	公費80で現物化
15	琴平町	(健康推進課) 0877-75-6705	中学校卒業	中学校卒業	○		小学校～中学校卒業まで「子ども医療費助成制度」	公費80で現物化
16	多度津町	(福祉保険課) 0877-33-1134	中学校卒業	中学校卒業	○		「乳幼児等医療費助成制度」	公費80で現物化
17	まんのう町	(福祉保険課) 0877-73-0124	中学校卒業	中学校卒業	○		「乳幼児等医療費助成制度」	公費80で現物化
10	小豆島町	(健康づくり福祉課) 0879-82-7038	中学校卒業	中学校卒業	○		平成26年8月から小学校～中学校卒業まで「子ども医療費助成制度」	公費80で現物化
14	綾川町	(保険年金課) 087-876-1593	中学校卒業	中学校卒業	○		小学校～中学校卒業までは、「子ども医療費助成制度」	公費80で現物化

2) ひとり親家庭等医療

No.	市町村名	給付方法		証 切 換 え	備 考
		現物償還	償還のみ		
1	高松市	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
2	丸亀市	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
3	坂出市	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
4	善通寺市	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
5	観音寺市	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で県内現物化（後期高齢者除く）
6	さぬき市	○※		毎年8/1	自己負担 なし 平成29年8月1日からさぬき市・東かがわ市内 の契約医療機関で現物化
7	東かがわ市	○※		毎年8/1	自己負担 なし 平成29年8月1日からさぬき市・東かがわ市内 の契約医療機関で現物化
8	三豊市	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
9	土庄町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
10	三木町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
11	直島町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
12	宇多津町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
13	琴平町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
14	多度津町	○		毎年8/1	H20年8月～町単独事業廃止（経過措置あり） 児童の対象年齢変更：20歳未満⇒18歳の年度末 公費83で現物化（後期高齢者除く）
15	まんのう町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
16	小豆島町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）
17	綾川町	○		毎年8/1	自己負担 なし 公費83で現物化（後期高齢者除く）



5. 受給資格者受診時について

5. 1 福祉医療費受給者証（参考例）について

 ○○市乳幼児医療 受給資格者証		
有効期間	平成26年 8月 1日から 平成27年 7月31日まで	
負担者番号	8 0 3 7 * * * *	
受給者番号	1 2 3 4 5 6 6	
受給者	住所	香川県○○市○○町 1丁目2番3号
	氏名	国保 太郎 男
	生年月日	平成24年 1月 1日
発行機関名 及び印	香川県 ○○市長 	
交付年月日	平成26年 8月 1日	

 ○○市ひとり親家庭等医療 受給資格者証		
有効期間	平成26年 8月 1日から 平成27年 7月31日まで	
負担者番号	8 3 3 7 * * * *	
受給者番号	1 2 3 4 5 6 6	
受給者	住所	香川県○○市○○町 2丁目3番4号
	氏名	国保 花子 女
	生年月日	平成10年 1月 1日
発行機関名 及び印	香川県 ○○市長 	
交付年月日	平成26年 8月 1日	

 ○○市重度心身障害者等医療 受給資格者証		
有効期間	平成26年 8月 1日から 平成27年 7月31日まで	
負担者番号	8 6 3 7 * * * *	
受給者番号	1 2 3 4 5 6 6	
受給者	住所	香川県○○市○○町 3丁目4番5号
	氏名	国保 次郎 男
	生年月日	昭和60年 1月 1日
発行機関名 及び印	香川県 ○○市長 	
交付年月日	平成26年 8月 1日	

※医療の受給者証は、各市町で発行しています。様式は、市町ごとに若干異なり上図は1例ですが、概ね上図に示す必要項目が記載されています。

5. 2 受給資格者受診時の注意事項等

※受給者及び市町ごとの医療費助成の制度により、自己負担額が必要となる場合がありますが、当該自己負担の額等を含む注意事項等については、必要となる市町が発行する受給者証の裏面に記載されています。必要に応じ、自己負担額を徴収して下さい。

※月の途中で、福祉医療の種別が変更となることがあります。（例：子ども医療→ひとり親家庭等医療）レセプト記載の福祉医療資格に記載誤りがある場合、過誤調整の対象となります。福祉医療で受診される方の受給者証は、受診時に毎回確実に確認して下さい。

※高額療養費が現物給付される場合は、保険一部負担金額の記載が必要です。以下の条件に従い、受診された方の認定証等を確認して下さい。

受診者	確認する認定証等
・ 70歳未満の方 ・ 70歳以上の非課税世帯等の方	限度額適用認定証等
70歳以上、75歳未満で、非課税世帯等ではない方	高齢受給者証

## 6. 併用レセプト記載例（公費負担者番号等）について

国保連合会が医療費助成事業の審査支払業務を受託し、医療機関等から請求された併用レセプトの診療報酬の請求内容を点検します。

### 6. 1 併用レセプトの記載例

診療報酬明細書 (医科入院外) 平成 26 年 8 月分 都道府県番号 \*\* 医療機関コード 9999999

1	1 社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一
2	2 公費	4 退職	2 2併	4 6 家外	0 高外7
3	7	0	0	1	5

公費負担者番号① 8 6 3 7 0 1 5 公費負担者番号② 1 2 3 4 5 6 6

保険者番号 3 7 0 0 1 5

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名 国保 花子 特記事項

2 女 3 昭 38 . 1 . 1 生

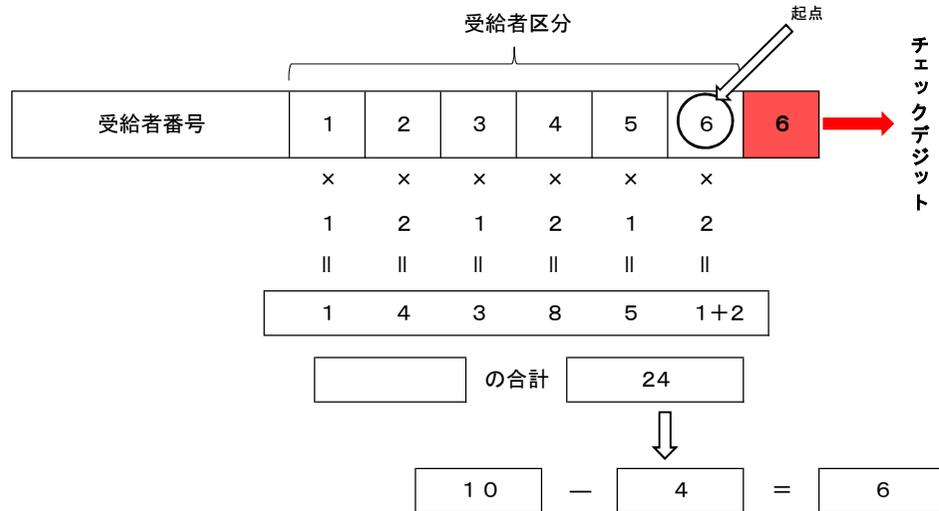
職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

保険医療機関の所在地及び名称 ○ ○ 医院

#### 福祉医療費助成事業の公費負担者番号及び受給者番号の記載欄

※国の公費負担者番号がある場合は、国の公費負担者番号を①に記載し、福祉医療の公費負担者番号を②に記載することになります。  
 ※公費負担者番号及び受給者番号の下1桁は、検証番号（チェックデジット）となっております。（チェックデジットの算出方法は6. 2に記載のとおりです。）

### 6. 2 チェックデジットの算出方法 算出方法例

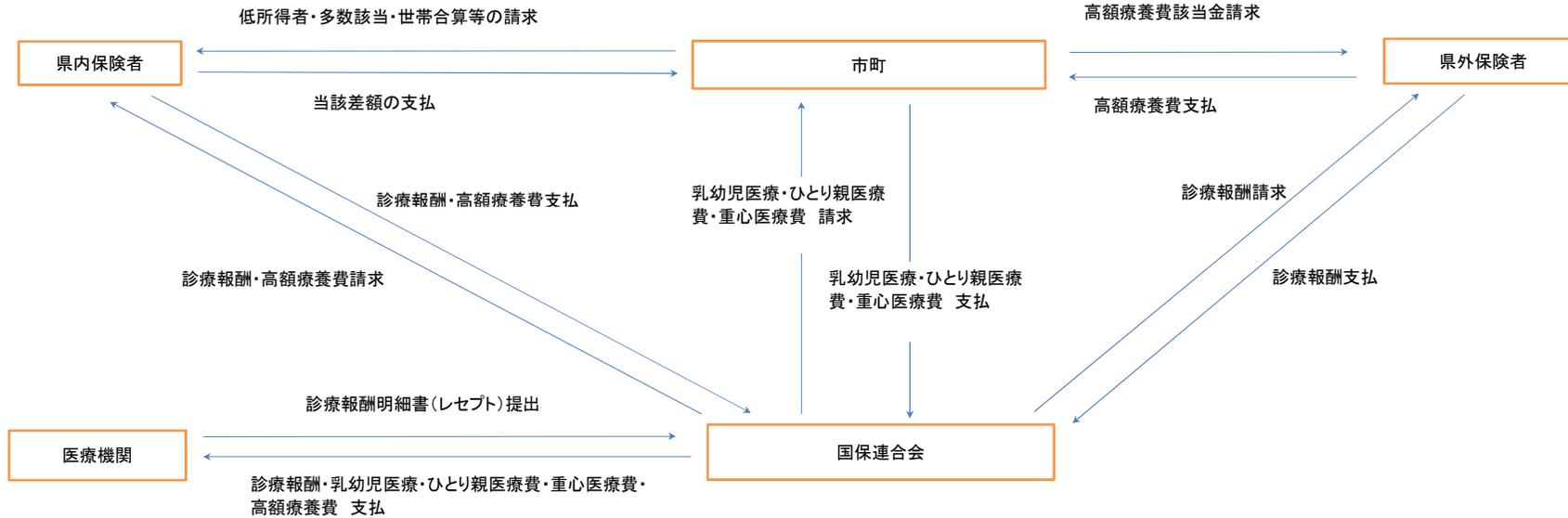


受給者番号の7桁は、レセプトの記載要領に基づいています。

- ① 受給者番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じます。
- ② ①で算出した積の和を求めます。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和となります。
- ③ 10（②で求めた和の10の位が20でも10となります。）と②で算出した数字の下1桁の数との差をチェックデジットとします。ただし、1の位が「0」のときはチェックデジットは「0」となります。（公費負担者番号のチェックデジットについても同じです。）

## 7. 福祉医療費助成事業における高額療養費について

### 1) 高額療養費事務処理の流れ



### 2) 国保組合の対応

給付	県内／県外	保険者番号	保険者名	高額計算の所得区分
現物給付	県内	373019	香川県医師国保組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保一般被保険者（70歳未満）については、被保険者マスタの所得区分により決定する。</li> <li>・前期高齢者については、レセプトの記載通りに決定する。</li> </ul> 限度額適用認定証（レセプトの特記事項）により決定する。但し、特記事項に記載がないものは、「給付割合」のとおりで計算します。一旦「給付割合」のとおり計算支払を行います。被保険者の一部負担限度額は所得区分に応じたものとなることから、本来高額療養費として組合が支給する相当額を市町福祉医療側が余分に負担している場合があります。市町は、所得区分を確認のうえ組合に請求・調整してください。
		373043	香川県建設国保組合	
	県外	093013	全国歯科医師国保組合	
		133033	全国土木建築国保組合	
		133298	全国建設工事業国保組合	
		333039	中・四国薬剤師国保組合	
		133231	全国左官・タイル塗装業国保組合	
		133280	全国板金国保組合	
		133264	中央建設国保組合	
		その他	その他の県外国保保険者すべて	

別紙1 医療費助成の公費番号について

1. 乳幼児医療費助成公費番号一覧表

No.	保険者	乳幼児医療・子育て医療											備考
		80	県補助対象事業 +市町単独事業		市町単独事業		81	市町単独事業		82	市町単独事業		
			未就学者		対象年齢拡張 (子育て医療)			対象年齢拡張 (子育て医療)			対象年齢拡張 (子育て医療)		
			窓口一部負担額		窓口一部負担額			窓口一部負担			窓口一部負担		
公費番号	入院	入院外	入院	入院外	公費番号	入院	入院外	公費番号	入院	入院外			
1	高松市	80370018	無し	無し	無し	無し	81370017	無し	-				
2	丸亀市	80370026	無し	無し	無し	無し							
3	坂出市	80370034	無し	無し	無し	無し							
4	善通寺市	80370042	無し	無し	無し	無し							
5	観音寺市	80370059	無し	無し	無し	無し							
6	さぬき市	80370067	無し	無し	-	-							
7	東かがわ市	80370075	無し	無し	-	-							未就学児のみ公費80で県内現物
8	三豊市	80370083	無し	無し	無し	無し							
9	土庄町	80370604	無し	無し	無し	無し							
10	三木町	80370620	無し	無し	無し	無し							
11	直島町	80370687	無し	無し	-	-	81370686	無し	無し				
12	宇多津町	80370737	無し	無し	無し	無し							
13	琴平町	80370760	無し	無し	無し	無し							
14	多度津町	80370778	無し	無し	無し	無し							
15	まんのう町	80370893	無し	無し	無し	無し							
16	小豆島町	80370901	無し	無し	無し	無し							
17	綾川町	80370919	無し	無し	無し	無し							

注1) 未就学児とは「満6歳に達する日以後の3月31日」です。

注2) 法制80以外については平成26年8月診療分以降併用レセプトを使用して現物給付実施市町のみ、負担者番号を掲載しています。

注3) 中学校卒業とは「満15歳に達する日以後の3月31日」です。

注4) 法制80以外については平成26年8月診療分以降併用レセプトを使用して現物給付実施市町のみ、負担者番号を掲載しています。

## 2. ひとり親家庭等医療費助成公費番号一覧表

No.	保険者	ひとり親家庭等医療								備考
		83	県補助対象事業+市町単独事業				84	県補助対象事業+市町単独事業		
			ひとり親資格者(課税世帯)		ひとり親資格者(非課税世帯)			ひとり親資格者(課税世帯)		
			窓口一部負担額		窓口一部負担額			窓口一部負担額		
公費番号	入院	入院外	入院	入院外	公費番号	入院	入院外			
1	高松市	83370015	無し	無し	無し	無し				H26年8月診療分より
2	丸亀市	83370023	無し	無し	無し	無し				H26年8月診療分より
3	坂出市	83370031	無し	無し	無し	無し				H30年8月診療分より
4	善通寺市	83370049	無し	無し	無し	無し				H26年8月診療分より
5	観音寺市	83370056	無し	無し	無し	無し				H27年8月診療分より
6	さぬき市									
7	東かがわ市									
8	三豊市	83370080	無し	無し	無し	無し				H28年8月診療分より
9	土庄町	83370601	無し	無し	無し	無し				H27年8月診療分より
10	三木町	83370627	無し	無し	無し	無し				H27年8月診療分より
11	直島町	83370684	無し	無し	無し	無し				H26年8月診療分より
12	宇多津町	83370734	無し	無し	無し	無し				H26年8月診療分より
13	琴平町	83370767	無し	無し	無し	無し				H28年8月診療分より
14	多度津町	83370775	無し	無し	無し	無し				H28年8月診療分より
15	まんのう町	83370890	無し	無し	無し	無し				H28年8月診療分より
16	小豆島町	83370908	無し	無し	無し	無し				H27年8月診療分より
17	綾川町	83370916	無し	無し	無し	無し				H28年8月診療分より

注1) 保険薬局は、自己負担無し。

注2) 平成26年8月診療分以降で併用レセプトを使用して現物給付実施市町のみ負担者番号を掲載しています。

注3) 平成29年8月診療分より直島町公費負担者番号84370683は廃止、83370684(自己負担額無し)へ一本化

3. 重度心身障害者等医療費助成公費番号一覧表

No.	保険者	重度心身障害者等医療											備考	
		86	県補助対象事業＋市町単独事業				87	県補助対象事業＋市町単独事業			88	市町単独事業		
			【課税世帯】		【非課税世帯】			【課税世帯】				【課税世帯】		
			①身障手帳1～4級 ②療育手帳マルA、A、マルB、B ③戦傷手帳		①身障手帳1～4級 ②療育手帳マルA、A、マルB、B ③戦傷手帳			①身障手帳1～4級 ②療育手帳マルA、A、マルB、B ③戦傷手帳				①身障手帳4級 ②療育手帳B		
窓口一部負担額		窓口一部負担額		窓口一部負担額			窓口一部負担額							
公費番号	入院	入院外	入院	入院外	公費番号	入院	入院外	公費番号	入院	入院外				
1	高松市	86370012	無し	無し	無し	無し							H26年8月診療分より	
2	丸亀市													
3	坂出市	86370038	無し	無し	無し	無し							H30年8月診療分より	
4	善通寺市													
5	観音寺市	86370053	無し	無し	無し	無し							H27年8月診療分より	
6	さぬき市													
7	東かがわ市													
8	三豊市	86370087	無し	無し	無し	無し							H28年8月診療分より	
9	土庄町													
10	三木町	86370624	無し	無し	無し	無し							H27年8月診療分より	
11	直島町	86370681	無し	無し	無し	無し							H26年8月診療分より	
12	宇多津町	86370731	無し	無し	無し	無し							H26年8月診療分より	
13	琴平町	86370764	無し	無し	無し	無し							H28年8月診療分より	
14	多度津町	86370772	無し	無し	無し	無し							H28年8月診療分より	
15	まんのう町	86370897	無し	無し	無し	無し							H28年8月診療分より	
16	小豆島町													
17	綾川町	86370913	無し	無し	無し	無し							H28年8月診療分より	

注1) 保険薬局は、自己負担無し。

注2) 平成26年8月診療分以降で併用レセプトを使用して現物給付実施市町のみ負担者番号を掲載しています。

注3) 平成29年8月診療分より直島町公費負担者番号87370680は廃止、86370681(自己負担額無し)へ一本化